

やまぐち教育応援団設置要綱

(趣旨)

第1条 山口県教育委員会は、社会全体による教育を推進するため、子どもの教育活動を支援する県内の事業所や団体、地域の人材（以下「事業所・地域人材等」という。）を認証・登録し、子どものキャリア教育、体験・学習活動の充実・活性化を図る「やまぐち教育応援団」を設置する。

(事務局)

第2条 「やまぐち教育応援団」の事務局をやまぐち総合教育支援センター（以下「事務局」という。）に置く。

(認証)

第3条 山口県教育委員会は、「やまぐち教育応援団」の趣旨に賛同し、申請を行った事業所・地域人材等を認証する。ただし、次に掲げる事業所・地域人材等は対象外とする。

- (1) 法令等の規定により子ども、若者等の立入りが規制されている事業所・地域人材等
- (2) 宗教又は政治活動を主たる目的とした事業所・地域人材等
- (3) 暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある事業所・地域人材等
- (4) その他、「やまぐち教育応援団」としてふさわしくないと認められる事業所・地域人材等

(登録)

第4条 事務局は認証された事業所・地域人材等を「やまぐち教育応援団」の団員（以下「団員」という。）として登録し、団員は以下の支援活動のいずれか一つ以上を原則として無償で提供する。

- (1) 子ども、保護者等を対象とした体験イベント、学習講座等の開催
- (2) 子どもの職場見学、就業体験等の受入れ
- (3) 学校等への講師・指導者としての派遣や参加
- (4) 教員研修への講師の派遣や企業研修・体験への教員の受入れ
- (5) 学校等の教育活動に対する福利施設等の開放や助成等、その他団員が協力可能な教育活動への支援

(活動)

第5条 以下に示す県内の学校等は、事務局が提供する団員の支援活動情報を参考に、団員へ支援活動の依頼を行い、団員はその依頼に基づいて支援活動を行う。ただし、支援活動に関する内容、教材費等の必要経費、事故等による責任の所在等は支援活動の依頼者である学校等と団員間の二者で取り決めるものとする。

- (1) 幼稚園、保育所
- (2) 小学校、中学校
- (3) 高等学校

- (4) 中等教育学校
- (5) 特別支援学校
- (6) 大学、短期大学
- (7) 高等専門学校、専修学校、各種学校
- (8) その他教育活動を行う団体

(団員の権利等)

第6条 団員は、事業所・地域人材等としての活動において、「やまぐち教育応援団」の名称及びロゴを使用することができる。

2 事務局は、団員の事業所・地域人材等の情報、活動分野と具体的な活動内容、企画情報、活動状況等を事務局が管理するやまぐち総合教育支援サイト内専用コーナーに掲載する。ただし、団員の個人情報を除くものとする。

3 団員は、団員が開催する教育関連講座への講師派遣を事務局に要請することができる。
(登録期間)

第7条 団員としての登録期間は3年間とし、以降、自動更新する。

(活動状況等の把握)

第8条 事務局は定期的に団員としての活動状況等について、把握するものとする。

(変更・取消し)

第9条 団員は、支援活動等の登録事項に変更がある場合は、すみやかに事務局に届出を行う。また、団員としての登録を取消す場合も、事務局へ届け出なければならない。

(除名)

第10条 山口県教育委員会は、団員が下記に該当する場合に、登録の取消し又は除名することができる。

- (1) 3年以上にわたり相当の理由なく支援活動を行っていない場合
- (2) 事業所・地域人材等の都合により支援活動を行うことができなくなった場合
- (3) 「やまぐち教育応援団」の構成員としてふさわしくないと認められる場合

附 則

この要綱は、平成20年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。